

承認第2号

専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和4年6月3日提出

基山町長 松田 一也

令和4年6月10日原案 承認

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないので、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

基山町長 松田 一也

（専決理由）

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第133号）により基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分に係る賦課限度額の改正が行われ、令和4年3月31日公布、同年4月1日に施行されることとなる。

この法令の施行に併せて、国民健康保険税について、高所得者に応分の負担を求め、中間所得者の負担軽減を図るため、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため。

基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

基山町長 松田 一也

## 基山町条例第8号

### 基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例

基山町国民健康保険条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第31条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第4項中「同条中」を「同項中」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の基山町国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。